

健感発 0903 第 1 号
平成 25 年 9 月 3 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

ボレリア・ミヤモトイによる回帰熱の国内症例の確認及び
ライム病を含むボレリア感染症の病原体診断検査について
(情報提供及び協力依頼)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において四類感染症に指定されている回帰熱については、感染症法施行以降、国内での感染例は報告されていませんでしたが、今般、別添1のとおり、ボレリア属菌ボレリア・ミヤモトイ (*Borrelia miyamotoi*) による回帰熱の症例が、厚生労働科学研究班が実施した遡り調査の結果、国内で確認されました。

これを受けて、別添2・3のとおり本感染症に関するQ&Aやライム病との比較表など、資料を取りまとめました。つきましては、本件について関係者への周知方お願いします。

なお、今回、回帰熱であると確認された2症例については、当初、ライム病と診断されていましたが、実際には回帰熱であったか、又は、ライム病と回帰熱に同時に感染した可能性が示唆されています。これは、現在、ライム病の診断で行われている血清中の抗ボレリア抗体の検出検査のみでは、ライム病と回帰熱を鑑別することが困難なためです。

よって、国内における回帰熱とライム病の発生動向を正確に把握するためにも、今後、貴管内医療機関から、回帰熱又はライム病を疑う症例について、病原体診断のための検査依頼があった場合は、回帰熱・ライム病両方の検査を実施するよう、御協力よろしくお願ひいたします。なお、検査については、国立感染症研究所細菌第一部において実施することが可能です。

参考資料

別添1：病原微生物検出情報（IASR）速報 国内感染が確認された回帰熱の2例

別添2：マダニ媒介性の回帰熱に関するQ&A

別添3：ライム病と回帰熱の比較

本疾患に関する技術的な問い合わせ：国立感染症研究所細菌第一部第四室

電話：03-5285-1111（内線2224）